



発行 東京都

目次

14

条例

○東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例……… (議政局) …… 一

条例のあらまし

●東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二号)

- 一 平成三十二年四月一日から一年間、東京都議会議員の議員報酬の月額及び期末手当を二〇パーセント減額します。
- 二 この条例は、平成三十二年四月一日から施行します。

条例

東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二号

東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (平成二十九年東京都条例第三号) の一部を次のように改正する。)

「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001